

インドネシアにおける実用新案出願 制度概要



創英国際特許法律事務所

安田亮輔
(エキスパート、弁理士)

創英国際特許法律事務所は、知的財産立国ビジョンの推進に貢献することを「創業の理念」としており、知財創造の現場に根ざした知財の権利化と、知財権の有効活用をサポートする活動をグローバルに展開している。安田氏は、2008年 創英国際特許法律事務所に参加。2011年 弁理士登録。主に機械・制御関連の国内外特許出願、中間処理、鑑定、審判を担当している。

■簡易特許（simple patent）出願手続の流れ

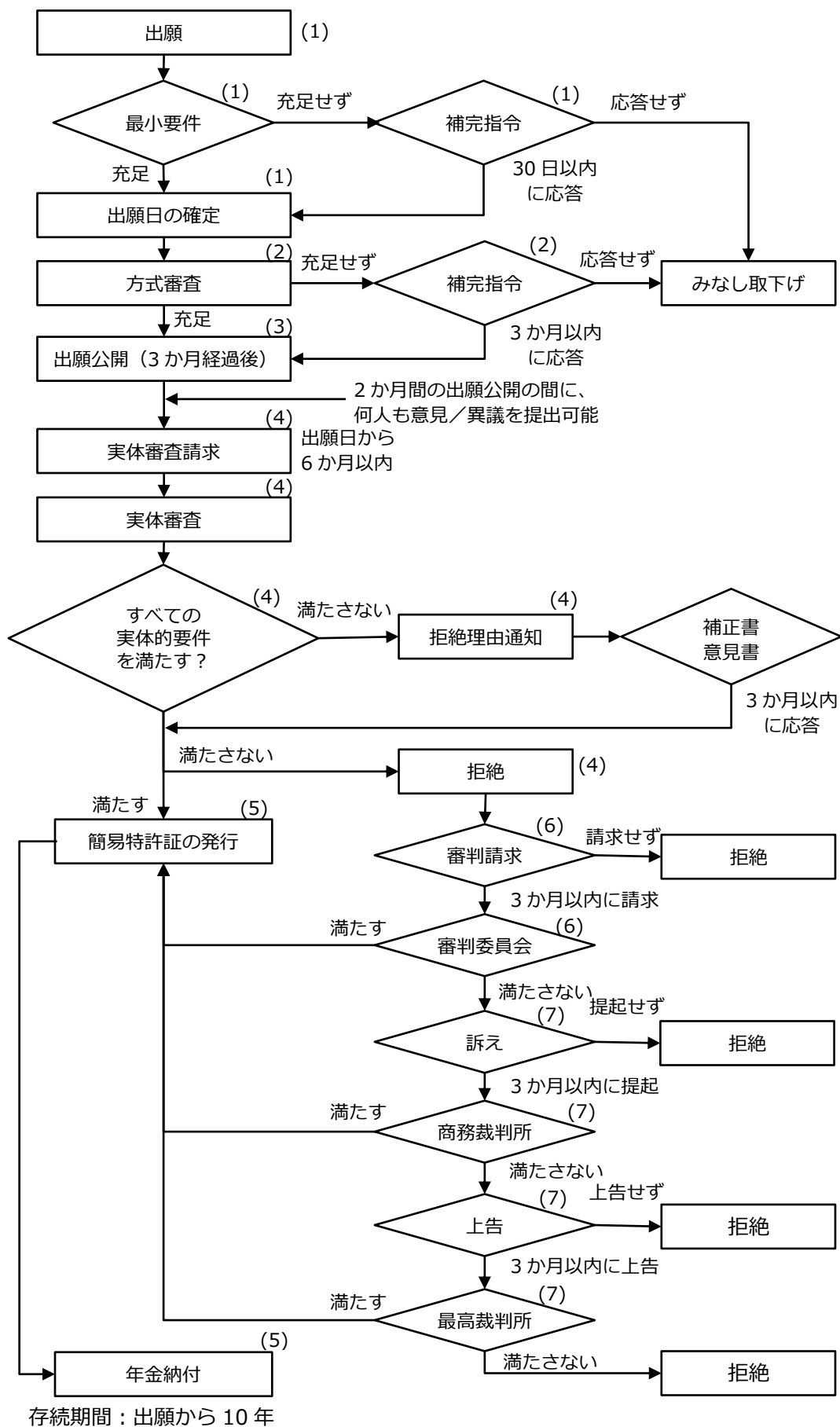
インドネシアにおける簡易特許（日本における実用新案制度に相当）の出願手続の流れに関し、次ページにフローチャートを示す。チャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。

■詳細および留意点

- 簡易特許に関する規定は、特許法（2016年改正法）に含まれており、以下、簡易特許に関する規定である第3条（2）、第23条、第40条、第51条（7）、第121条～第124条、第126条（2）を除いては、特許に関する規定の準用である。
- 簡易特許は、新規であって既存の物または方法の改良である発明に対して与えられる（特許法第3条（2））。簡易特許は、物の発明のみならず、プロセスまたは方法の発明に対しても与えられる（特許法第3条（2） 逐条解説）。

(1) 出願

- パリ条約による優先権主張に基づくインドネシア出願（パリルート出願）、および PCT 出願の国内移行が可能である。パリルート出願は第1国出願から1年、PCT 出願の国内移行は優先日から31か月以内に行わなければならない。



- この31か月の期間は、出願人が国内段階移行繰延べの追加手数料を支払うことを条件として延長することができる。延長可能な期間については、逐一、その時点における規則を確認するのがよいと思われる。
- 最小要件を満たした出願は、出願日を付与され、大臣により記録される（特許法第34条（1））。
- 出願日を確定させるための最小要件は、所定の事項が記載された願書、所定の事項が記載された明細書等（明細書、特許請求の範囲、要約書、必要な図面等）、および出願手数料の納付である（特許法第34条（2））。
- 出願言語はインドネシア語である。英語による出願が可能であるが、その場合、出願日から30日以内にインドネシア語翻訳文を提出しなければならない（特許法第34条（3））。
- 出願日前6か月以内に所定の行為によって公表された発明は、新規性の判断における「前に公表された技術」とはみなされない（特許法第6条）。つまり、6か月のグレースピリオドが認められている。
- 特許への出願変更が可能である（特許法第40条）。
- 簡易特許は一つの発明に対してのみ付与される（特許法第122条（1））。「一つの発明」とは、一つの物の独立請求項または一つの方法の独立請求項であり、複数の従属請求項を含むこともできる（特許法第122条（1） 逐条解説）。

（2）方式審査

出願の要件および書類（特許法第25条）を充足していないと認められる場合は、3か月以内にそれらを完全にしよう、通知がなされる（特許法第35条）。出願の要件および書類が所定の期間内に満たされなかった場合、出願は取下げたものとみなされる（特許法第36条）。

（3）出願公開

- 簡易特許出願の出願日から3か月が経過した後、7日以内に、出願が公開される（特許法第123条（1））。
- 出願の公開は、出願公開の日から2か月間行われる（特許法第123条（2））。

- 何人も、書面により理由を付して、公開された出願に対して意見および／または異議の申立てをすることができる（特許法第49条（1））。
- 出願人は、申立てがあった旨の通知日から30日以内に、書面により、説明および／または答弁を提出することができる（特許法第49条（4））。
- 大臣は、上記の意見および／または異議、および、説明および／または答弁を、実体審査における判断の補足資料として用いる（特許法第49条（5））。

(4) 実体審査請求および実体審査

- 方式的要件を満たした出願に対して特許権を取得するためには、手数料を納付して書面で実体審査の請求をしなければならない（特許法第51条（1）、（3））。
- 実体審査請求を請求できる期間は、簡易特許の出願と同時または出願日から6か月以内である（特許法第122条（2））。ただし、特許から簡易特許へ変更した場合は、変更と同時に実体審査請求を請求しなければならない（特許法第51条（7））。
- 実体審査では、新規性および産業上利用性等が審査される（特許法第54条）。進歩性（7条）は登録要件になっておらず、したがって審査もなされない（特許法第3条（2）、第121条）。
- 進歩性の審査がなされない点を除いて、実体審査は特許と同様に行われる（専門家の支援要請（特許法第53条）、対応国の実体審査結果の提出要請（特許法第55条）等）。
- 大臣は、簡易特許出願の出願日から12か月以内に簡易特許の出願に対して認容または拒絶の決定をする義務を負う（特許法第124条（1））。

・審査で拒絶理由がない場合

- 審査で拒絶理由がない場合、大臣は出願を認容し、当該出願につき簡易特許が付与される。簡易特許は公告され、大臣は権利の証明として簡易特許権者に対して簡易特許証を与える（特許法第124条（2）、（3））。

・審査で拒絶理由がある場合

- 審査で拒絶理由がある場合、大臣は、拒絶理由（特許法第 54 条に規定された実体審査の要件を満たさない旨）とともに、規定の要件を満たすよう書面により通知する（特許法第 62 条（1）、（2））。
- 出願人は通知書の日から 3 か月以内に意見書を提出し、および／または通知書に記載される要件を満たさなければならない（特許法第 62 条（3））。この応答期間は最大 2 か月延長可能であり（特許法第 62 条（4））、さらにその延長期間も、手数料の納付とともに最大 1 か月延長可能である（特許法第 62 条（5））。
- 通知書に記載される要件を満たさない場合（拒絶理由が解消されない場合）、大臣は、出願人に対して書面により、2 か月以内に出願が拒絶される旨を通知する（特許法第 62 条（9））。

(5) 簡易特許証の発行

- 出願が認容されると、大臣は権利の証明として簡易特許権者に対して簡易特許証を与える（特許法第 58 条、第 124 条）。
- 簡易特許は出願日から起算して 10 年間付与される（特許法第 23 条）。
- 簡易特許証の日（すなわち簡易特許が付与された日）から 6 か月以内に第 1 回目の年金を納付しなければならない（特許法第 126 条（1））。その際の納付額は、出願日から起算した初年度の年金から特許付与の年までと、その翌年分の年金を合わせた額である（特許法第 126 条（2））。
- 上記以降の年金は、次の保護期間の出願応当日の 1 か月前までに、次年度分を納付しなければならない（特許法第 126 条（3））。
- 特許法第 126 条に定める年金の納付を規定の期間内にしなかった場合、簡易特許の取消が宣言される（特許法第 128 条（1））。

(6) 出願の拒絶に対する審判請求

- 出願の拒絶に対する審判の請求は、出願拒絶の通知の送付日から3か月以内に行われる（特許法第68条（1））。審判請求は、出願拒絶に対する不服の詳細な説明とその理由を付してなされなければならない（特許法第68条（4））。
- 審判委員会による審理は審判請求の受理日から1か月以内に開始され（特許法第68条（3））、審判委員会の決定は審理の開始から9か月以内に下される（特許法第68条（6））。
- 審判委員会が審判請求認容の決定をした場合、大臣は簡易特許証の発行に着手する（特許法第68条（7））。

（7）拒絶決定に対する法的措置

- 出願人は、審判における拒絶決定に対する訴えを、拒絶通知の日から3か月以内に商務裁判所に起こすことができる（特許法第72条（1））。
- 商務裁判所の決定に対しては、最高裁判所への上告のみが可能である（特許法第72条（3））。

■ ソース

インドネシア特許法（2016年法律第13号改正）

特許庁 世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）